

平成31年 第2回 名取市教育委員会定例会 会議録

1 会議の年月日

平成31年2月14日(木)

2 会議の場所

市役所 議会棟第2委員会室

3 出席した者

教育長 瀧澤 信雄

教育長職務代行委員 佐藤 俊隆

教育委員 相原 芳市

教育委員 浅野 かおる

教育委員 洞口 ひろみ

4 欠席した者

なし

5 説明のために出席した者

相澤教育部長、大友教育部次長兼庶務課長、大友理事兼学校教育課長

森生涯学習課長、渡辺文化・スポーツ課長

齋藤教育部企画員兼庶務課長補佐、高橋庶務課主幹兼庶務係長

6 議事日程

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 会議録署名委員の指名

日程第3 教育長報告

(1) 一般事務報告

ア 行事報告

イ 組織機構の見直しについて

(2) 行事予定

日程第4 議事

議案第2号 名取市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

議案第3号 名取市屋内体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

議案第4号 平成31年度名取市教育基本方針について

議案第 5号 平成31年度名取市一般会計補正予算(第10号)(教育費)に対する意見
について

議案第 6号 平成31年度教育費予算案に対する意見について

議案第 7号 県費負担教職員人事異動の内申について

7 開会時刻

午後3時00分

8 会議の概要

瀧澤教育長

只今より、平成31年第2回名取市教育委員会定例会を開催いたします。

日程第1、「前回会議録の承認」についてですが、1月22日開催の第1回定例会会議録については、先日、各委員宛配布済みであります。

この内容について、ご質疑等ございませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ、会議録につきましては承認といたします。

次に、日程第2、「会議録署名委員の指名」につきましては、佐藤委員並びに浅野委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

次に、日程第3、「教育長報告(1)一般事務報告 ア 行事報告」について、教育部長から、報告をお願いします。

相澤教育部長

それでは、資料は2ページから3ページになります。

私からは、特にございませんので、あとは、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

それでは、庶務課をお願いします。

大友教育部次長兼庶務課長

庶務課からは特にございません。

瀧澤教育長

それでは、学校教育課をお願いします。

大友理事兼学校教育課長

3点お話いたします。

1点目は、3ページ12番「生徒指導問題対策委員会」です。

今年度のまとめの会議でした。不登校等問題等についてワークショップ形式で協議し、児童生徒のコミュニケーションが課題となっていること、学校での居場所作りの大切さについて確認することができました。

2点目は、3ページの18番「市特別支援連携協議会」です。名取市の特別支援教育の推進と充実振興を図るために、市内の小・中学校、義務教育学校の代表者や私立幼稚園の代表者、保育所の代表者、県立高校・支援学校の代表者、行政関係者、特別支援教育に関わる機関や団体の代表に集まっていただきました。個別相談の充実、情報共有、つながりを大切にしていくことを確認しました。

3点目は、3ページ21番「市いじめ防止対策調査委員会」です。

今年度も重大事態は、起きておりません。後ほど、その他で報告する「名取市いじめ防止基本方針」の改定についてご意見をいただきました。いじめの未然防止につながる連携について意見交換をしました。

学校教育課からは、以上です。

瀧澤教育長

それでは、生涯学習課お願いします。

森生涯学習課長

生涯学習課からは特にございません。

瀧澤教育長

それでは、文化・スポーツ課お願いします。

渡辺文化・スポーツ課長

文化・スポーツ課からは特にございません。

瀧澤教育長

只今報告のあった行事報告等について、質疑等ございませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ承認といたします。

次に、「教育長報告(1)一般事務報告 イ 組織機構の見直し」について、教育部長から説明をお願いします。

相澤教育部長

それでは、資料は5ページになります。

本件につきましては、平成31年4月から「(仮称)復興ありがとうホストタウン推進室」を教育部内に設置する旨、市長から審議依頼があったことから、一般事務報告として承認してよろしいか審議をお願いするものです。

復興ありがとうホストタウン事業につきましては、現在、文化・スポーツ課におきまして、事業実施に必要な上部機関に対する申請や、事業に必要な予算措置などの事務処理等を行っているところでありますが、31年度からは本格的に事業実施に向けて事務を進めてまいります。

推進室が取り組む具体的な事業内容といたしましては、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」開催に向け、これまで支援してくれたカナダの関係者や、オリンピックなどで活躍が期待されるカナダの選手団に対し、市民との交流等を行なうこととしております。

職員の体制につきましては、推進室長は文化スポーツ課長が兼務となりますが、室長補佐兼係長、他職員が配属になる予定であります。

なお、「復興ありがとうホストタウン推進室設置規程」などの例規の整理につきましては、本定例会でご承認いただいた後に整理・調整し、次回の教育委員会定例会でご審議をいただく予定で進めております。

5ページの資料にありますように、4月から新たに「推進室」として「文化スポーツ課」から独立し、対応することとしております。

私からは、以上です。ご審議ほどよろしくをお願いします。

瀧澤教育長

それでは、只今説明のあった「組織機構の見直し」について、ご質疑等ございませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ承認といたします。

次に、(2)行事予定について説明をお願いします。

相澤教育部長

それでは、資料は6ページになります。私からは行事予定の6番にありますが、2月市議会定例会が2月20日(水)に開会いたします。教育委員会関係の議案は、これからご審議いた

ですが、「平成 30 年度名取市一般会計補正予算(第 10 号)(教育費)」、「平成 31 年度当初予算(教育費)」の予算議案が 2 案件でございます。条例はありません。

なお、議会日程は、未定であります。2 月議会関係は以上です。

次に、次回の定例会及び懇話会の日程につきましては、後の協議の際にお願いします。

あとは、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

それでは、庶務課お願いします。

大友教育部次長兼庶務課長

庶務課から、1 点ございます。

6 ページ 20 番、2 月 17 日(日)に「平成 31 年度非常勤職員採用試験」を行います。

募集しました 5 つの職種ごとの応募状況ですが、教員補助が募集 2 名程度に対し 11 名、公民館学習支援員が募集 2 名程度に対し 4 名、学校指導専門員が募集 1 名に対し 1 名、心のケアハウススーパーバイザーが募集 1 名に対し 2 名、ケアハウス支援員が募集 3 名程度に対し 6 名の応募となっております。

庶務課からは、以上です。

瀧澤教育長

学校教育課お願いします。

大友理事兼学校教育課長

2 点お話いたします。

1 点目は、卒業式です。6 ページ 16 番、3 月 8 日(金)「市内中学校、義務教育学校卒業式」、6 ページ 21 番、3 月 19 日(火)「市内小学校卒業式」です。それぞれ教育委員の皆様のご出席をよろしくお願いいたします。

2 点目は、6 ページ 22 番「市内小・中・義務教育学校修了式」についてです。3 月 22 日(金)で、今年度の学習を修了し、翌日からは学年末の休業日となります。

学校教育課からは以上です。

瀧澤教育長

生涯学習課お願いします。

森生涯学習課長

2 月 17 日(日)「公民館を考えるつどい」が文化会館で 13 時より開催いたします。

職員を含め 100 名程の方が参加します。

生涯学習課からは以上です。

瀧澤教育長

それでは、文化・スポーツ課お願いします。

渡辺文化・スポーツ課長

2点ご説明いたします。

1点目は、6ページ9番になります。

2月24日(日)「第21回名取市小学生ドッジボール大会」をスポーツ推進委員のご協力を得て、市民体育館で9時より開催いたします。

今回は、合計16チームが参加し、小学生男子の部、女子の部、男女混合の部に分かれ、熱い戦いが繰り広げられます。

それぞれの仲間が個性や能力を持ちより、チームワークで勝利を目指す姿がご覧頂けますので、お時間がございましたらご来場お待ちしております。

2点目ですが、同じく6ページ19番になります。

3月15日(金)「社会体育団体登録説明会」を市民体育館で夜7時より開催いたします。

この説明会は、無料体育施設を利用するために登録が必要となりますが、平成31年3月31日をもって、現在登録されている2年毎の有効期限が切れることから、今回更新が必要な団体と新規も含め、今月25日まで申請受付を行っております。

それらの団体に対し、登録証の交付を含めて、円滑な施設利用を目的に具体的な説明をすべく開催するものです。

参考までに、平成29年から平成30年の登録数は220団体がございました。

文化・スポーツ課からは以上です。

瀧澤教育長

それでは、行事予定等について、ご質疑等ございませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ承認といたします。

次に、日程第4議事に入ります。

はじめに、議案第2号「名取市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」を議題といたします。

教育部長より、説明をお願いします。

相澤教育部長

それでは、議案第2号ですが、資料では、7ページから8ページになります。本議案は、現地再建しております閑上公民館の供用開始する期日を定めた規則です。

「名取市公民館条例の一部を改正する条例」につきましては、平成 30 年 11 月 29 日開催の教育委員会定例会でご審議・ご承認いただき、12 月議会で可決成立しておりますが、本条例の施行期日につきましては、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内で規則で定めることとしておりました。今般、閑上公民館の開館日が平成 31 年 5 月 18 日(土)と具体的に決定したことから、本規則を定めたものであります。

以上で、説明を終了いたしますが、5 月 18 日に決定した経緯などについては、担当課から説明をさせていただきます。

瀧澤教育長

それでは、只今の説明について、生涯学習課長からお願いします。

森生涯学習課長

閑上公民館の開館日については、建物の建築工事が 3 月末、外構工事が 4 月末完了、5 月上旬に事務室の移転を行う予定です。

市民の方に、完成日以降 1 日でも早い利用を考え、5 月 18 日としています。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等があればお願いいたします。

瀧澤教育長

只今の説明について、ご質疑等がなければ議案第 2 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 2 号「名取市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」は、原案のとおり承認といたします。

次に、議案第 3 号「名取市屋内体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」を議題といたします。

教育部長より、説明をお願いします。

相澤教育部長

それでは、議案第 3 号ですが、資料では、9 ページから 10 ページになります。

本議案は、前号議案と同様ですが、現地再建しております閑上体育館の供用開始する期日を定めた規則です。今般、閑上体育館の開館日が平成 31 年 5 月 18 日(土)と具体的に決定しましたことから、本規則を定めるものであります。その経緯については前号議案と同様です。

以上で、説明を終了いたしますが、担当課から説明すべき事項があればお願いします。

瀧澤教育長

それでは文化スポーツ課長をお願いします。

渡辺文化・スポーツ課長

生涯学習課長から説明があった通りです。

瀧澤教育長

それでは、只今の説明について、ご質疑等があればお願いいたします。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

只今の説明について、ご質疑等がなければ議案第3号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第3号「名取市屋内体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」は、原案のとおり承認といたします。

次に、議案第4号「平成31年度名取市教育基本方針」を議題といたします。教育部長より、説明をお願いします。

相澤教育部長

それでは、議案第4号「平成31年度名取市教育基本方針」ですが、資料は、11ページから15ページ及び、別冊の「議案第4号資料(新旧対照表)」になります。

平成31年度の教育基本方針については、平成30年度の教育基本計画をもとに変更をしていますが、今回は、生涯学習と社会教育の分野を中心に変更をしております。その変更点につきましては、新旧対照表を使用して説明をまいります。議案資料の12ページから15ページの平成31年度教育基本方針の本文と併せて、別冊の「議案第4号資料」新旧対照表をご覧ください。

まず、「1 生涯学習振興施策の推進」につきましては、その前文をすべて変更するとともに、括弧書きしております「(2)学習機会の拡充」を「(2)学びのきっかけづくりと多様なニーズに

応じた学習機会の拡充」とし「学びのきっかけづくりと多様なニーズに応じた」という文言を入れて具体的に表現しております。

(3)は「情報提供と学習相談体制の確立」から「学びでつながるまちづくりの推進」に変更しています。

「2 学校教育の充実」においては、(2)重点施策のアで、「教育要領」の文言を削除しました。

(3)具体的施策、ア教育活動の充実、(コ)は、防災教育の推進を規定していますが、そこに「地域と連携し」の文言を入れてあります。

「3 社会教育の充実」におきましては、(1)目標から(2)重点施策、(3)具体的施策の各項目についてその構成を見直すほか、全体的に内容の変更を図っております。

「4 文化芸術の振興」においては、「生かし」を「活かし」(生きるから活用する活かし)とする文言の整理をしております。

「5 スポーツの振興」においては、(3)具体的施策の「イ スポーツ団体・クラブの育成」で「(イ)総合型地域スポーツクラブ創設を推進する」を「総合型地域スポーツクラブの育成・支援に努める」と変更しています。

以上が変更点の概要になりますが、詳細については、それぞれ担当課より説明いたします。

以上となりますので、ご審議よろしくお願いいたします。

森生涯学習課長

資料の1ページの新旧対照表をご覧ください。

平成30年度の生涯学習振興施策の推進においては、「生涯学習振興計画」の策定作業を進めると明記いたしました。

平成31年度においては、名取市教育基本方針に基き、生涯学習の実現を目指し、施策を推進するとしております。以下、文言の整理・変更をして具体的に表現しています。

(1)生涯学習推進体制の充実(2)学びのきっかけづくりと多様なニーズに応じた学習機会の拡充(3)学びでつながるまちづくりの推進(4)学習環境の整備充実

14ページの3「社会教育の充実」具体的な変更の内容を

(1)目標以下についても文言の整理・変更をしています。

学校教育や関係機関等と連携を図り、住民の主体的な学習活動を通して、人づくり、地域コミュニティづくり、地域教育力の向上を目指す。

(2)重点施策は、地域、学校、関係機関との連携と支援、社会教育施設の活用としております。

ア 地域、学校、関係機関等、多様な主体による協働、連携した学習活動の支援。

イ 社会教育施設(公民館・図書館等)を活用した学習機会提供、学習支援及び学習環境整備。

(3)具体的施策については項目立てをして整理をしています。

30年度はア社会教育の充実とイ社会教育施設の整備充実合計8項目を

31年度は具体的施策ごとに項目を整理しています。

ア 地域・学校・家庭の協働

(ア)地域学校協働活動の推進を図る。

(イ)関係機関と連携した効果的な家庭教育支援に努める。

イ 青少年の社会参画と交流

(ア)青少年地域活動事業を推進し、活動団体の支援に努める。

(イ)子どもの地域活動参画の支援に努める。

ウ 公民館活動の充実

(ア)現代社会に対応した学習機会の充実を図る。

(イ)地域力向上を目指し、地域コミュニティ活動の支援に努める。

エ 図書館を活用した知の拠点づくり

(ア)図書資料を活用した学習活動の支援に努める。

(イ)本に親しむきっかけづくりを行い、読書活動の推進を図る。

オ 社会教育施設の運営整備

(ア)多様な学習の使用に対応した施設運営に努める。

(イ)計画的な施設整備に努める。

(ウ)学習を支える職員の資質向上を図る。

であります。

大友理事兼学校教育課長

2点あります。

1点目は、2 学校教育の充実 (2) 重点施策 ア 教育要領を削除しました。幼稚園教育要領のことです。公立の幼稚園がありませんので教育要領の文言を削除しました。

2点目は、ア 教育活動の充実のなかで防災教育につきまして地域と連携しと言う文言を追加しました。それぞれの地域実状に合わせて地域と連携し災害に対処する具体的な施策として加えました。

渡辺文化・スポーツ課長

4 文化芸術の振興 (2) 重点施策のなかで生かしを活かしに変更しました。保存継承のことからこのように変更しました。

15 ページ、5 スポーツの振興 (3) 具体的施策 イ (イ) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援に努めるに変更しました。現行は創設を推進する。でしたが、名取市には2つの総合型スポーツクラブがありましたが最近1つ出店し3つになりましたので推進と言うよりもその団体に対しての育成・支援に努めるに変更しました。

瀧澤教育長

只今説明のありました議案第4号について、ご質疑等ありませんか。

佐藤俊隆教育長職務代行委員

基本方針のなかで「活かす」、「生かす」どちらかに統一したほうがいいのでは。

瀧澤教育長

支障がなければ、「生かす」に修正します。

瀧澤教育長

なければ、議案第 4 号については、原案を一部修正し承認したいと思います。ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 4 号「平成 31 年度名取市教育基本方針について」は、原案を一部修正し承認といたします。

瀧澤教育長

次に、議案第 5 号「平成 30 年度名取市一般会計補正予算(第 10 号)(教育費)に対する意見について」を議題といたします。

教育部長より説明をお願いします。

相澤教育部長

それでは、議案第 5 号「平成 30 年度名取市一般会計補正予算(第 10 号)(教育費)に対する意見について」ですが、資料は、16 ページから 23 ページになります。本案については、2 月 20 日(水)から開催される定例議会に提案予定の教育費の補正予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められていることから、審議をお願いするものであります。

補正予算案の内容につきましては、18 ページからの「事項別明細書」により説明いたします。歳入の部から説明いたします。

はじめに、14 款 2 項 6 目の教育費国庫補助金です。

1 節教育総務費特別支援教育就学奨励費、2 節小学校費要保護児童就学援助費、3 節中学校費要保護生徒就学援助費については、対象者数が減少したことから、それぞれ減額補正を行うものです。

4 節文化財保護費文化財公開・活用施設整備事業費、「(仮称)歴史民俗資料館実施設計委託事業」で 225 千円の減額ですが、今般、国庫負担金の補助金額が確定したことに伴い減額補正するものです。

14 款 2 項 7 目の災害復旧費国庫補助金です。

3 節教育施設災害復旧費は、まず、公立学校施設災害復旧費(閑上中学校仮設校舎設置事業)で 4,561 千円の減額ですが、今般国庫負担金の補助金額が確定したことに伴い、必要な減額措置を行なうものです。

次に、社会教育施設災害復旧費 80,029 千円の減額です。この内訳は、閑上公民館事業分として平成 30 年度予算 101,682 千円を措置していましたが、同額を平成 31 年度処理とすることとしたため、今回減額するものです。同じ復旧費で閑上体育館事業分は、今回内示額が 21,653 千円の増額となりました。この二つの事業を併せて社会教育施設災害復旧費がマイナスの 80,029 千円となるものです。

15 款 2 項 6 目の教育費県補助金です。

1 節小学校費被災児童就学支援事業費と 2 節中学校費被災生徒就学支援事業費についてですが、対象となる被災児童・生徒数が見込みより減少したことから減額補正を行うものです。

3 節社会教育費コミュニティ復興支援事業費補助金につきましては 20 ページの歳出予算 10 款 5 項 3 目の社会教育振興費とリンクするものですが、今年度、地域学校協働活動事業につきまして事業調整を行ってまいりましたが、予定しておりました推進本部の設置にいたらず、実態に即して歳入と歳出を減額するものです。

20 款 5 項 2 目の雑入 9 節学校給食費実費徴収金です。

給食回数の減少により小学校で 606 千円、中学校で 4,348 千円減額するものです。

以上、歳入合計は、102,231 千円の減額となっております。

歳出の部について説明いたします。

19 頁になります。歳出予算につきましては、本年度の最終調整を図るため、各種事業について精査を行ったところであり、減額補正となった事業につきましては、事務的経費の節減、契約等による事業費の確定に伴うものです。

10 款 1 項 2 目事務局費です。

8 節報償費スクールソーシャルワーカー謝礼の増額につきましては、相談件数の増に伴うものです。12 節役務費電話料等の増額につきましては、学校教育課内の回線を学校ネットワークに接続することに伴い増となったものです。

13 節委託料閑上小中学校開校式設営等委託料と 14 節使用料及び賃借料教育用コンピュータ借上料ですが、額が確定したことに伴い、請け差が生じたため必要な減額補正を行うものです。

20 節扶助費は、震災遺児孤児奨学金の本年度の支給額が確定したことから、減額補正を行うものです。

10 款 1 項 4 目特別支援教育推進費です。

7 節賃金で、特別支援教育支援員 36 名の勤務実績に応じた精査を行い減額するほか、20 節扶助費では、特別支援教育就学奨励費の対象者の減少により減額補正を行うものです。

10 款 2 項 1 目小学校の学校管理費です。

13 節委託料館腰小学校給水設備改修設計委託料につきましては、給水設備の老朽化に伴う改修の設計委託の増額補正です。

15 節工事請負費高館小学校空調設備設置工事は額が確定したことに伴い、請け差が生じたため必要な減額補正を行うものです。

10 款 2 項 2 目小学校の教育振興費です。

19 節負担金補助及び交付金小学校体育連盟助成金につきましては、小学校体育連盟が解散することから減額補正を行うものです。

20 節扶助費では、要保護及び準要保護児童就学援助費については、5,051 千円の増額ですが、対象人数が増加したことに伴い増額するものです。

一方で被災児童就学支援費は、3,311 千円減額ですが、これは対象者が減少することが見込まれることから減額補正するもので、扶助費全体として 1,740 千円増額補正となるものです。

20 ページ 10 款 3 項 2 目中学校の教育振興費です。

20 節扶助費で、要保護及び準要保護生徒就学援助費について、589 千円の減額。被災生徒就学支援費は、1,773 千円減額ですが、いずれも対象人数が減少したことに伴う減額補正です。

10 款 4 項 2 目義務教育学校の教育振興費です。

20 節扶助費で、要保護及び準要保護生徒就学援助費についても対象人数が減少したことに伴う減額補正です。

10 款 5 項 2 目公民館費です。

8 節報償費では、公民館の開設学級計画が確定し、今後執行残が見込まれることから減額補正を行うものです。

13 節委託費では、増田公民館にかかる委託料ですが、額が確定したことに伴う減額補正です。

10 款 5 項 3 目社会教育振興費ですが、先程歳入のところで説明しましたとおり、地域学校協働活動事業につきまして事業調整を行ってまいりましたが、予定しておりました推進本部の設置にいたらず、今回実態に即して歳入と歳出を減額するものです。

10 款 5 項 4 目図書費です。

13 節委託料、18 節備品購入費のいずれも額が確定したことに伴い、請け差の減額補正となっております。19 節負担金補助及び交付金では、名取駅前市街地再開発組合事務費等負担金の減額であります。当初組合から提示されていた額よりも低い額の提示を受けたことから、減額補正を行うものです。

10 款 4 項 5 目文化財保護費です。

13 節委託料(仮称)歴史民俗資料館設計委託料」に関しましては、額が確定したことに伴い、請け差が生じたための必要な減額補正となっております。

10 款 5 項 7 目文化会館管理運営費ですが、一般財源と国庫支出金との財源更正を行ったものです。

10 款 6 項 2 目体育振興費です。

8 節報償費、スポーツ振興報奨金ですが、当初 1,060 千円見込みでしたが、今後不足が見込まれることから増額補正するものです。

10 款 6 項 3 目学校給食費です。

歳入で説明しましたが、11 節需用費賄材料費、13 節委託料学校給食センター調理等委託料につきましては、提供食数が減少したことから必要な食数分の額を減額補正するものです。

10 款 6 項 4 目市民体育館費です

11 節需用費修繕料ですが、消火栓自家発電設備に係る予算ですが、額が確定したことに伴い、請け差が生じたことから減額補正するものです。

11 款 6 項 1 目公立学校施設災害復旧費、14 節使用料及び賃借料の閑上中学校応急仮設校舎借上料は、額が確定したことに伴い予算額と契約額に請け差が生じたことから減額補正するものです。

11 款 6 項 2 目社会体育施設災害復旧費、15 節工事請負費閑上公民館改築工事及び、18 節備品購入費庁用備品購入費（閑上公民館分）は、額が確定したことに伴い減額補正を行うものです。

19 節負担金補助及び交付金は、図書館費と同様の理由により名取駅前市街地再開発組合事務費等負担金を減額するものです。

11 款 6 項 3 目保健体育施設災害復旧費ですが、15 節工事請負費閑上体育館改築工事、18 節備品購入費庁用備品購入費（閑上体育館分）は、先程の閑上公民館と同様に、額が確定したことに伴い減額補正を行うものです。

以上、歳出予算の合計は、353,583 千円の減額となります。

次に、繰越明許費であります。

23 ページになります。30 年度歳出予算のうち、年度内に支出を終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができるようにするものです。

対象となる事業は、上から事業名を読み上げますが、小学校管理事務で「館腰小学校給水設備改修設計委託」、義務教育学校管理事務で「閑上小中学校遊具設置」、文化財保存整備事業で「雷神山古墳樹木整備事業」、スポーツ施設整備事業(震災)で「閑上運動グラウンド整備基本設計業務」、閑上公民館災害復旧事業、スポーツ施設災害復旧事業(閑上グラウンド分)の 6 事業について繰越事業となります。

以上で補正予算の説明を終わります

瀧澤教育長

只今説明のありました議案第 5 号について、ご質疑等ありませんか。

相原委員

21 ページの図書館費の備品購入費 40,000 千円の減額ですが、先程の説明では金額確定したことに伴う請け差の減額補正となっていますが、その理由を伺いたい。

相澤教育部長

予算要求を行う際、購入予定の備品の見積を徴収しておりますが、実際入札を行った結果、入札金額が見積金額を大幅に下回ったことによるものです。

相原委員

分かりました。

瀧澤教育長

他にございますか。

浅野委員

20 ページの社会教育振興費ですが、地域学校協働活動事業について推進本部の設置にいたらずとの説明でしたが、この事業は実施しないのでしょうか。

森生涯学習課長

30 年度も取り組みましたが、本部を設置せずに事業を進めたことから、その経費が支出しなかったことから減額となりました。31 年度指定校 5 校公民館 1 館で 3 年間計画ですべての地区で事業を進めていきます。

瀧澤教育長

31 年度にはすべての地区で事業を進めていきます。また、その準備を生涯学習課において進めております。

他に何かございませんか。

全委員

特になし。

瀧澤教育長

他になければ、議案第 5 号については、原案のとおり承認したいと思います。ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 5 号「平成 30 年度名取市一般会計補正予算(第 10 号)(教育費)に対する意見については、「異議なし」の意見を申し出ることいたします。

瀧澤教育長

次に、議案第 6 号「平成 31 年度教育費予算案に対する意見について」を議題といたします。大友教育部次長兼庶務課長より説明をお願いします。

大友教育部次長兼庶務課長

それでは、議案第 6 号「平成 31 年度教育費予算案に対する意見について」ですが、資料は、24 ページから 29 ページ及び、別冊資料は「議案第 6 号資料(事項別明細)」になります。本案につきましても、補正予算と同様、2 月 20 日から開催される定例議会に提案するにあたり、市長から教育委員会に意見を求められているものであります。

新年度予算案の内容につきましては、議案書 29 ページの一番下段の行をご覧ください。

平成 31 年度教育費関連歳出予算の合計ですが、3,763,949 千円、前年度が 5,538,848 千円ですので、1,769,899 千円の減額、対前年比で 32%の減となっております。

内訳としては、27 ページ中段の 10 款教育費では、3,612,349 千円で前年度比較で 459,629 千円の減額、29 ページの 11 款災害復旧費では、151,600 千円で前年度比較 1,306,640 千円の減額となりました。

その要因でございますが、10 款教育費は、4 目図書館費におきまして、新図書館整備関連予算の減額によるものが大きな部分であります。

また、11 款災害復旧費では、増田公民館・閑上公民館などの災害復旧事業の完了に伴い減額になったものと捉えております。

さて、平成 31 年度予算の詳細に入る前に、今回の予算の新規事業の概要についてご説明申し上げます。

はじめに、「子どもの心のケアハウス事業」であります。

本市の課題のひとつであります不登校等への対応といたしまして、新たに「子どもの心のケアハウス」を市内、現在の閑上公民館に設置を予定しており、不登校傾向にある児童生徒への初期対応やきめ細かな自立支援に取り組むこととしております。

次に、(仮称)歴史民俗資料館の整備事業です。

文化財の普及・活用といたしまして、現在、旧図書館の移転跡地において(仮称)歴史民俗資料館の整備に向けた準備を進めているところであります。貴重な歴史・文化遺産の展示・公開や体験学習を通じ、郷土の魅力を次世代へと適切に継承できるよう、平成 31 年度は事業に取り組むこととしております。

更に、「復興ありがとうホストタウン事業」です。

2020 年に予定されているオリンピック・パラリンピックの開催に向け、「復興ありがとうホストタウン事業」に取り組みます。東日本大震災以降、国内はもとより、世界中から温かいご支援や励ましのお言葉をいただきました。

いわゆる復興五輪の開催を契機に、これまでのご支援に対する心からの感謝の気持ちを発信して参りたいと考えております。

それでは、新年度予算概要については、本日配付させていただいております別冊の議案第 6 号資料「平成 31 年度教育費当初予算事項別明細書」を使用して説明してまいります。

なお、説明につきましては、主な事業、前年度と変わった点を中心にご説明申し上げます。

歳入の部ですが、1 ページになります。

13 款使用料及び手数料については、ほぼ前年度同様となっております。

14 款国庫支出金は 164,722 千円の減額となっております。

その要因は、14 款 2 項教育費国庫補助金で前年度 7 目の災害復旧費国庫補助金において、閑上公民館災害復旧事業及び閑上体育館災害復旧事業に係る補助金がありましたが、事業終了により減額となったものです。

15 款 2 項 6 目教育費県補助金では、「子どもの心のケアハウス事業」に取り組むことにより、関連予算について前年比増額となっております。

15 款 3 項 2 目教育費県委託金では前年度に引き続きスクールソーシャルワーカー活用事業の委託金を見込んでおります。

次のページになります。

20 款 5 項 2 目の 9 節学校給食費実費徴収金では、前回の定例会でご審議いただきましたが、給食費値上げに伴う単価増額により全体で 23,797 千円の増額となっております。

また 15 節雑入では、宮城県名取支援学校名取が丘校光熱水費実費徴収金などを見込んだことから 4,325 千円の増額となりました。

なお、給食費の単価については、小学校が 255 円から 265 円、中学校が 310 円から 325 円で計算しております。

次の 3 ページになります。

歳出についてです。説明は、同じく特に変更があった事業・新規事業の内容等について、ご説明いたします。

なお、朱書きのところが款項目でいうところの、款と項となっております、その次のくくりであります目を中心に説明してまいります。

はじめに 2 款 1 項 19 目市制施行 60 周年記念事業費及び、4 款 1 項 12 目みやぎ環境交付金事業費ですが、事業終了のため教育関連予算はありません。

10 款教育費関係です。

全般的なことを申し上げますが、教育費の各項目に給料、職員手当等、共済費、退職手当組合負担金等の人件費が計上されています。

人件費の増減にかかる予算措置については、主に人事異動による職員数の増減によるものがありますので、あらかじめご了承願います。

まず、1 項教育総務費、1 目教育委員会費ですが、教育委員や会議に係る経費で前年度並みの予算措置となっております。

2 目事務局費ですが、30,671 千円の増額となっております。

主な要因は、子どもの心のケアハウス事業に取り組むため、その報酬や警備委託料などを措置したものです。

また、報償費 委託料で教育振興基本計画関連予算を措置しております。

これは平成 31 年度中に名取市第 6 次長期総合基本計画が策定される予定であることから、これに併せて、外部委員会を立ち上げ、懇談会形式で教育振興基本計画の策定に着手したいと考え措置したものです。

なお、委託料は学校教育関連のアンケート調査を保護者等に対して実施するための予算措置となっております。

4 ページ 3 目生涯学習推進費です。

1,813千円の減額ですが、平成30年度に実施の生涯学習振興計画策定にかかる市民意識調査業務が終了したことによるものです。

5ページ4目特別支援教育推進費です。

7,129千円の増額となっております。

7節賃金で、市の独自支援事業である特別支援教育支援員を市内小・中学校に現在36名のところ4人増員し、40名配置する計画です。

扶助費では、特別支援教育就学奨励費の対象者の人数を延べ24人増加すると見込み、また奨励費単価増加改定も見据え増額に予算を計上しております。

5ページ2項小学校費です。

1目小学校の学校管理費は、小学校の施設の維持管理に係る経費ですが、65,981千円の増額となっております。

その増額の主な要因は、使用料及び賃借料で全小学校に現在設置しておりますエアコンの借上料を措置したものです。併せて需要費光熱水費で電気料も増額となっております。

修繕費で約10,000千円増額しておりますが、その他は例年とほぼ同様の計上となっております。

2目小学校の教育振興費6ページ下段では、23,461千円の増額となっております。

主な増額の要因は、14節使用料及び賃借料ですが、今回児童が使用する教育用コンピュータの更新時期であるため、更新に関する予算と20節扶助費では、要保護及び準用保護の就学援助費の単価が増額改定となったためです。

次に、7ページ3項中学校費です。

1目中学校の学校管理費は、中学校の施設の維持管理に係る経費ですが、27,845千円の増額となっております。

その主な要因は、小学校費と同様で、使用料及び賃借料で全中学校に現在設置しておりますエアコンの借上料を措置したもので、併せて需要費光熱水費で電気料も増額となっております。

修繕費で約15,000千円増額しておりますが、他は例年とほぼ同様の計上となっております。

9ページ2目中学校の教育振興費では、14,980千円の増額です。

主な増額の要因は、小学校費と同様であります。14節使用料及び賃借料の教育用コンピュータの更新と20節扶助費の、要保護及び準用保護の就学援助費の単価増額改定に伴うものです。

10ページ4項義務教育学校費です。

1目義務教育学校の学校管理費では、3,169千円の増額です。

その主な要因は、小学校費・中学校費と同様で、使用料及び賃借料でエアコンの借上料の増額措置をしたものであります。

13節委託料では4,247千円の減額となっておりますが、これは被災児童通学送迎委託料が減額になったものが主な要因となっております。

11ページ中段の2目義務教育学校の教育振興費では、3,935千円の増額です。

主な増額の要因は、小学校費・中学校費と同様であります。14節使用料及び賃借料の教育用コンピュータの更新と20節扶助費の、要保護及び準用保護の就学援助費の単価増額改定に伴うものです。

12 ページ 5 項社会教育費です。

1 目社会教育総務費ですが、10,887 千円の増額になっておりますが、主な要因は職員人件費によるものです。

13 ページ 2 目公民館費では、9,338 千円の増額となっております。

主な要因は、委託料では増田公民館に係る警備やエレベータ保守点検などの委託業務が、負担金補助及び交付金で、名取駅前再開発ビル管理組合負担金の予算措置の増額の結果となっております。

14 ページ 3 目社会教育振興費ですが、2,908 千円の減額です。

これは、地域学校協働活動に係る謝金で減額になっております。

14 ページ中段の 4 目図書館費については、880,618 千円の減額です。

主に前年度に新図書館建設関係予算として、15 節工事請負費で内装・家具工事費、17 節公有財産購入費で図書館保留床取得費、18 節備品購入費などを措置していたもので、その事業が終了したことに伴う減額です。

15 ページ 5 目文化財保護費ですが、147,642 千円の増額です。

13 節委託料で(仮称)歴史民俗資料館整備設計委託料と重要文化財旧中沢家住宅耐震診断委託料で 25,839 千円減額になっておりますが、15 節工事請負費では、(仮称)歴史民俗資料館整備工事としての予算が 171,315 千円増額されたものとなっております。

16 ページ 6 目文化振興費では前年度並となっております。

17 ページ 7 目文化会館管理運営費は、主に、名取市文化振興財団に対する指定管理料となります。今年度の増額分は文化会館の長期修繕計画に基づく修繕料と委託料の分となっております。82,517 千円の増額となっております。

前年度措置のありました遺跡調査受託事業費は、民間商業施設建設関連発掘調査受託事業費でありましたが、平成 29、30 年度の 2 カ年事業の受託事業であったため平成 31 年度は廃目になります。

17 ページ 6 項保健体育費です。

保健体育費全体では前年度並みの予算となっております。

1 目保健体育総務費は、主に人件費関係で増額となっております。

18 ページ 2 目体育振興費ですが、主に、名取市体育協会に対する市民体育館及び十三塚公園有料公園施設の管理運営及びスポーツ教室事業等の指定管理者料になります。

減額となった主な要因は、13 節委託料で閑上スポーツグラウンド整備設計等委託事業が終了したことによるものです。

3 目学校給食費では 35,437 千円の増額です。

増額の主な要因は、歳入でも説明したところですが、給食費の単価を増額より賄材料費で 23,305 千円の増額となったものです。

また、13 節委託料においては、学校給食センター調理等委託料の増額によるものです。

19 ページ 4 目市民体育館費ですが、1,257 千円の減額で、18 節備品購入費で、前年度整備したトレーニング器具の更新や防犯カメラの設置事業などの終了に伴うものです。

20 ページ 5 目復興ありがとうホストタウン推進費です。

これは、先にもご説明しましたとおり新たに目を設置したのですが、報償費 100 千円、旅費 520 千円、需用費印刷製本費で 680 千円、役務費郵送料で 100 千円、委託料でホストタウン P R ブース委託料で 300 千円で合計 1,700 千円措置しております。

本年 4 月から推進室を設けて、事業を加速していくこととしております。具体的な事業が固まり次第、事業費を補正措置により計上していくこととしておりますので、このような措置になったものです。

20 ページ 11 款災害復旧費 6 項教育施設災害復旧費です。

公立学校施設災害復旧費・社会教育施設災害復旧費は、閑上小中学校応急仮設校舎借上料や増田公民館・閑上公民館にかかる事業経費措置されていたところですが、施設完成したことに伴い廃目となっております。

3 目保健体育施設災害復旧費ですが、前年度は、閑上体育館を同じく改築する閑上公民館などの予算が措置されておりましたが、今回は 15 節工事請負費の閑上グラウンド災害復旧工事など 151,600 千円を計上するものです。

最後に、21 ページ・22 ページになりますが、平成 31 年度以降に支出が予定されている事業の債務負担行為調書を載せております。

以上で新年度関係予算説明を終わります。

瀧澤教育長

只今説明のありました議案第 6 号について、ご質疑等ありませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ、議案第 6 号については、原案のとおり承認したいと思います。ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 6 号「平成 31 年度教育費予算案に対する意見について」は、「異議なし」の意見を申し出ることいたします。

瀧澤教育長

次に、議案第 7 号「県費負担教職員人事異動の内申について」ですが、本件は、人事案件でありますので、「名取市教育委員会会議規則第 7 条」の規定に基づき、秘密会議にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

「異議なし」と認め、これより秘密会議といたします。

(秘密会議については、別途作成)

本日の議案は、以上であります。

以上で、本日の会議を終了いたします。

午後 5 時 07 分

以上会議の顛末を記録し、正当なることを証するため、ここに署名する。

平成 31 年 3 月 15 日

署名委員 _____

署名委員 _____